

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 5 年 1 月 10 日

事業所名 寺子屋オレンジキッズ

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫している点や改善すべき課題、目標
環境・ 体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6			基準以上のスペースを確保している。
	2 職員の配置数は適切である	2	1	3	基準以上の人員を配置している。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6			段差をなくす等のバリアフリー化、手すりをつけるなどの配慮を行っている。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6			一時間ごとにアルコール消毒をし、終了時には必ず清掃をしている。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	4	2		必要があれば行っている。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6			必ず行っている。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	5	1		公開している。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	4	2		機会があれば参加している。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	5	1		面談や送迎時等にて保護者からの聞き取りを行っている。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」、「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	5	1		
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6			季節ごとの行事、制作活動も行っている為、必ずしも毎日の支援で取り組めてはいないが、日々の支援では計画書に沿った内容を実施している。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	6			
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	5	1		室内の環境設定や使用する道具等、日々変更している。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	5	1		
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	2	4		職員の勤務時間が異なる為、必ずしも行う事は出来ていないが、取り組める時には取り組んでいる。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	2	4		職員の勤務時間が異なる為、必ずしも行う事は出来ていないが、取り組める時には取り組んでいる。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6			
	20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	5	1		

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	5	1		
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	4	2		
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	3	3		
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	1	3	2	要望があれば行う。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している		3	3	機会があれば参加する。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6			送迎、面談を通して行っている。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	5	1		送迎、面談を通して行っている。
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6			契約時に行っている。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	5	1		
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	5	1		送迎、面談時を通して行っている。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	5	1		必ず職員に周知するようにしている。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	5	1		契約時に個人情報の取扱いについての説明を行っている。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5	1		
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	4	2		
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	5	1		避難訓練を実施している。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5	1		必要がある利用者については、保護者に確認をとり、職員に周知している。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	4	2		現状、食事に関する支援を行っていないが、必要であれば行う。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	4	2		
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	4	2		機会があれば参加している。